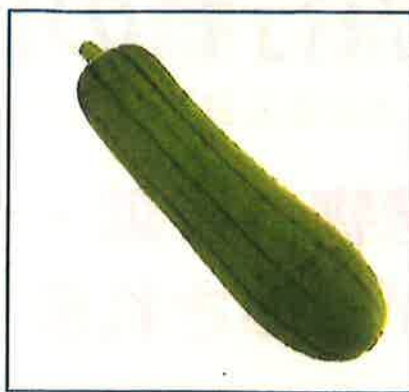


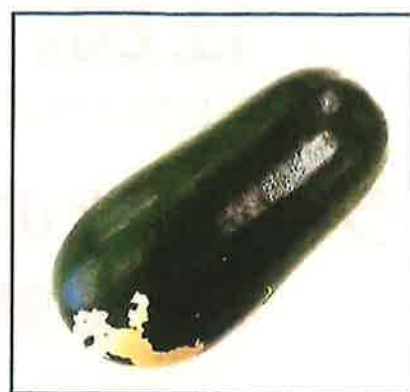
沖縄本島から持ち出せない植物



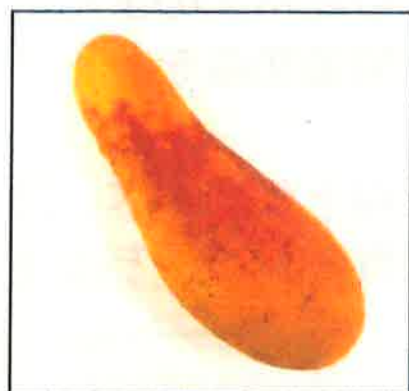
ゴーヤー



ヘチマ



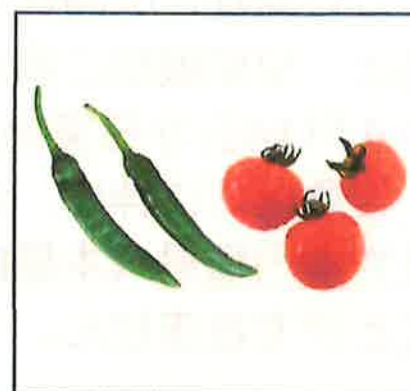
トウガン



モーウィ



カボチャ



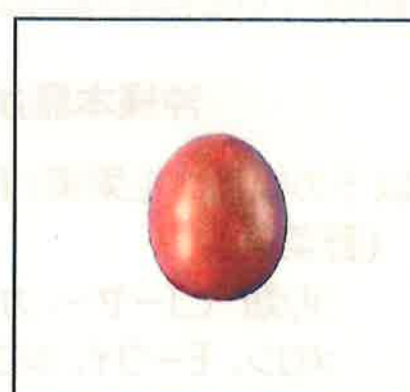
とうがらし、トマト



ピーマン



さやいんげん



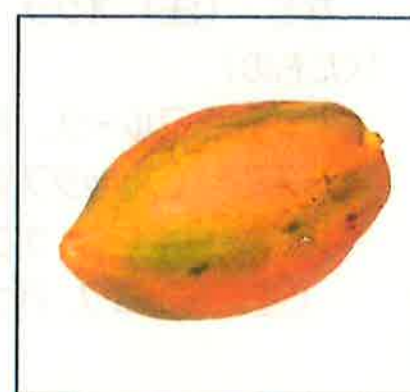
パッションフルーツ



バンジロウ (グアバ)



ドラゴンフルーツ



パパイヤ

※ここで紹介した植物は一例です。詳しくは、最寄りの植物防疫所にお問い合わせください。

事業者の皆様へ

～ セグロウリミバエの緊急防除に伴う規制 ～

**令和7年4月14日から、沖縄本島からの
うり類などの植物（野菜・くだもの）の移動
が制限されます。**

セグロウリミバエの緊急防除に伴い、沖縄本島内の26市町村から以下の植物は、外装（梱包やバンドル）に「移動制限植物検査 合格証」が貼られていなければ、本島外（本島内市町村に属する離島を除く）に移動できません。

移動制限植物検査 合格証が必要な植物（例）

【以下の植物の生果実と花】

（野菜）

うり類（ゴーヤー、カボチャ、ズッキーニ、ヘチマ、スイカ、トウガン、キュウリ、メロン、モーウイ、シロウリ、マクワウリ、ユウガオ、ハヤトウリ など）、
サヤインゲン、トウガラシ、ピーマン、パプリカ、トマト、ミニトマト、ペピーノなど

（くだもの）

パッションフルーツ、パパイア、バンジロウ（グアバ）、ドラゴンフルーツ、
パラミツ（ジャックフルーツ）、フトモモ、マレーフトモモ、スモモ、サポジラ、
ノニ、オウギヤシ、ナンヨウザクラ など

セグロウリミバエの緊急防除
移動制限植物検査

見 合 格 証 本

△△-〇〇〇〇〇〇〇〇

那覇植物防疫事務所



農林水産省

那覇植物防疫事務所 098-868-1679 那覇空港出張所 098-857-0054
平良出張所(宮古島) 0980-72-2433 石垣出張所 0980-82-2312

住民、旅行者の皆様へ

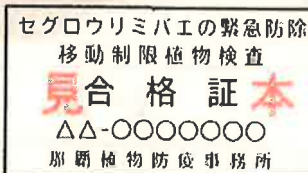
～ セグロウリミバエのまん延防止にご協力ください ～

うり類などの植物（野菜・くだもの）の 移動が制限されます。

うり類などの植物に被害を与えるセグロウリミバエのまん延防止、早期根絶に向けて植物防疫法に基づく緊急防除を令和7年4月14日から実施します。

緊急防除に伴い、沖縄本島内で生産された以下の植物は、県外や県内離島（本島内市町村に属する離島を除く）に持ち出すことができません。

※なお、箱（外側）に「移動制限植物検査 合格証」が貼られているものであれば持ち出すことができます（右図参照）



沖縄本島からの移動が制限される植物（例）

【以下の植物の生果実と花】

（野菜）

うり類（ゴーヤー、カボチャ、ズッキーニ、ヘチマ、スイカ、トウガン、キュウリ、メロン、モーウイ、シロウリ、マクワウリ、ユウガオ、ハヤトウリ など）、サヤインゲン、トウガラシ、ピーマン、パプリカ、トマト、ミニトマト、ペピーノ など（注）オクラ、レタス、ナスは持ち出せます。

（くだもの）

パッションフルーツ、パパイア、バンジロウ（グアバ）、ドラゴンフルーツ、パラミツ（ジャックフルーツ）フトモモ、マレーフトモモ、スモモ、サポジラ、ノニ、オウギヤシ、ナンヨウザクラ など

（注）マンゴウ、バナナ、パイナップルは持ち出せます。

農林水産省

那覇植物防疫事務所 098-868-1679 那覇空港出張所 098-857-0054
平良出張所(宮古島) 0980-72-2433 石垣出張所 0980-82-2312